

越 監 公 表 第 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長及び教育委員会教育長職務代理者から令和6年（2024年）12月26日付け越監第140-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年2月28日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 浅 古 高 志

越谷市監査委員 小 林 成 好

## 監査の結果に係る措置について

教育総務部

<b>【指摘事項】</b>
<b>&lt;支出事務&gt;</b> <b>(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。</b> 職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。 職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。 ① 日当の請求漏れにより支給不足となっていたもの。 (生涯学習課) ② 定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため支給不足となっていたもの。 (スポーツ振興課)
<b>【措置等の内容】</b>
本件は、それぞれ旅費の申請・承認手続きに際しての起案者及び決裁関係者による確認が不十分であったことにより支給金額に不足が生じたものであり、当該不足分については、正当額への修正処理を行い、令和6年12月又は令和7年1月に精算を完了しました。 今後は、旅費に関する所定の取扱いについての確認の徹底を関係各職員において図り、適正な事務執行に努めます。